

別府市告示第 9 8 号

別府市シニアカー新車購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日

別府市長 長 野 恭 紘

別府市シニアカー新車購入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高齢者の外出を容易にし、社会参加の促進を支援するため、ハンドル形電動車椅子（以下「シニアカー」という。）を新車購入する者に対し、予算の範囲内において、別府市シニアカー新車購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、別府市補助金等交付規則（平成 2 年別府市規則第 5 0 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住民票があり、市内に在住する 7 5 歳以上の者（第 4 条に規定する申請の日が属する年度中に 7 5 歳に到達する者を含む。）であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 第 4 条に規定する申請の日が属する年度中にシニアカーの新車購入ができること。
- (5) 補助金以外にシニアカーの新車購入に関する補助を受けていない、又は受ける予定がないこと。
- (6) 個人売買での購入でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員

と密接な関係を有する者でないこと。

（補助事業、補助対象経費及び補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、日本産業規格T9208に適合するシニアカー又は市長が特に認めるシニアカー1台を購入するものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。

3 補助金の額は、補助対象経費に4分の1を乗じて得た額以内とし、10万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別府市シニアカー新車購入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 仕様書又はカタログの写し
- (3) 市税の完納が証明できる書類

（補助金の交付の可否の決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、別府市シニアカー新車購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（シニアカー購入報告）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、シニアカーの補助事業を完了した場合は、完了の日から30日が経過する日又は当該交付決定の日が属する年度の末日のいずれか早い日までに別府市シニアカー新車購入補助金購入報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) シニアカーの購入に要した費用の領収書その他支払をしたことを証する書類の写し
- (2) 納品証明書（様式第4号）又は納品書の写し

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容を審査し、
適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付請求等)

第8条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助
金の交付を受けようとするときは、別府市シニアカー新車購入補助金交
付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求を受けた場合は、その内容を審査し、適
当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が、虚偽その他不正な手段により補助金の交
付を受けたことが分かったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を
取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されてい
るときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(制定理由)

シニアカーを新車購入する者に対し、補助金を交付することにつ
き必要な事項を定めるため、要綱を制定しようとするものである。